

高等学校管理職の  
ための特別支援教育  
校内支援体制整備  
ガイドブック

令和5年3月  
岡山県教育庁特別支援教育課

## はじめに

平成19年の特別支援教育の開始とともに、障害のある特別な支援を必要とする子どもたちへ一貫した支援を継続するための個別の教育支援計画等の作成、関係機関との連携等、本県の特別支援教育は着々と推進されてきています。

高等学校においては平成30年度より通級による指導が制度化され、本県においてもその取組が進められています。

一方で、個別の教育支援計画等に記載された合理的配慮を含めた情報の確実な引継ぎと校内における情報の共有、各校における教職員の専門性向上などの課題は依然として解消されない状況です。

学習指導要領や「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年 文部科学省）においては、高等学校はもちろん全ての校種において、これらの課題に関連する特別支援教育の改善の方向性が示されており、子どもたちの教育的ニーズが多様化する中、誰一人取り残さないよう、ニーズに応じた指導・支援を一層充実させていく必要があります。

そのためには、教職員全員がこれらのことを正しく理解し、組織的な対応ができる校内支援体制整備と進学先等との切れ目のない引継ぎの充実、関係機関等との連携などによる支援体制整備が必要です。

そのため本県では、令和3年度から県立高等学校に対し「高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業」において年2回程度、県立特別支援学校から専門性の高い教職員を派遣するなどして、各校の校内体制の充実や教職員の専門性向上を図ってまいりました。しかしながら、校内体制の在り方や専門性の向上に課題意識をもつ高等学校があるという実態から、このたび高等学校の管理職を対象とした本ガイドブックを作成することとしました。

本ガイドブックは、初めから読んでいただくことはもちろん、1ページに示す「校内支援体制の充実度点検シート」をチェックしていただき、その結果から貴校において特別支援教育を推進するに当たって、「校内支援体制充実に向けたガイドブック活用例」に示す参考となる項目を読んでいただくことも効果的な活用法です。本ガイドブックを積極的に活用し、管理職のリーダーシップのもと、校内支援体制を充実させることで、特別な支援を必要とする生徒の主体的な学びを一層保障し、健やかな成長へつながることを期待しています。

## 目次

### 校内支援体制の充実度点検チェックリスト

#### I 管理職として知っておきたい特別支援教育に関すること

- 1 特別支援教育の理念とは … 2
- 2 特別支援教育を巡る近年の動向 … 2
- 3 インクルーシブ教育システム … 4
- 4 本県の公立高等学校等における特別支援教育の体制整備状況等 … 5

#### II 特別支援教育に係る校内体制充実に向けて校長として取り組むこと

- 5 特別支援教育の推進に係る校長の責務 … 10
- 6 学校経営計画への明確な位置付け … 11
- 7 校内委員会及び特別支援教育Co.の機能化 … 12
- 8 通級による指導 … 12


#### III 特別支援教育に係る校内体制充実に向けて副校長・教頭として取り組むこと

- 9 特別支援教育の推進に係る副校長・教頭の責務 … 13
- 10 個別の教育支援計画の作成と活用 … 14
- 11 合理的配慮の提供 … 16
- 12 ケース会議の開催 … 19
- 13 教職員の専門性向上 … 19

#### IV 特別支援教育の推進に係る特別支援教育課関連事業

- 14 特別支援教育エキスパート派遣事業 … 21
- 15 高等支援学校等就労支援充実事業 … 24

## 校内支援体制充実に向けたガイドブック活用例

<p>A 管理職のリーダーシップについて整理等するときには？</p> <p>参考となる項目</p> <p>1 2 3 4 5 9</p>	<p>B 校内委員会について整理等するときには？</p> <p>参考となる項目</p> <p>4 6 7 14 15</p>	<p>C 特別支援コーディネーターの指名等を検討するときには？</p> <p>参考となる項目</p> <p>5 6 7 13</p>
<p>H 教職員の専門性向上について検討等をするときには？</p> <p>参考となる項目</p> <p>10 11 13</p>		<p>D 個別の教育支援計画作成等について整理するときには？</p> <p>参考となる項目</p> <p>7 8 10 11</p>
<p>G 保護者との連携について検討等をするときには？</p> <p>参考となる項目</p> <p>4 7 11 14</p>	<p>F 生徒への学習・生活支援について検討するときには？</p> <p>参考となる項目</p> <p>7 8 10 11 12</p>	<p>E 関係機関との連携について検討等をするときには？</p> <p>参考となる項目</p> <p>14 15</p>

# 校内支援体制の充実度点検チェックリスト

次のA～Hに示す各項目を読み、貴校の状況に当てはまる場合は☑を入れます。各項目の☑数を数え、その数を基に、レーダーチャートを完成させ、貴校における校内支援体制の充実度評価の参考としてください。

## 校内支援体制の充実度点検シート

**A 管理職のリーダーシップ**

- 学校長のリーダーシップのもと、学校経営（内容や評価等）に特別支援教育の視点が生かされている。
- 管理職、コーディネーター、担任等がチームとなって、校内支援体制を充実していくことを明確にしている。
- 管理職自身が学習面、生活面で支援を要する生徒の状態や対応について、把握している。
- 管理職を含めすべての教職員が特別支援教育にかかる専門性を高めるため、計画的な校内研修を行っている。
- 管理職から教職員や保護者・地域に向けて、特別支援教育の情報が発信されている（校内外での会議や学校だより等）。

**B 校内委員会の活動**

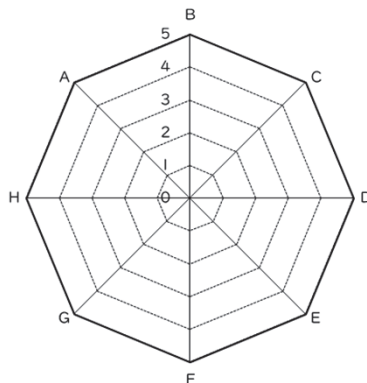
- 校内委員会が運営計画に位置付けられ、年間計画に基づき定期的あるいは必要に応じて開催されている。
- 気がかりな生徒の情報交換や特別な支援の必要性の判断が校内委員会において行われている。
- 必要と判断された生徒や保護者への具体的な支援内容や方法について検討が行われている。
- 校園内委員会での決定事項が全教職員に知らされ、共通理解のもと実施されている。
- 生徒・保護者への支援等についての評価や見直しが校内委員会の活動として行われている。

**C 特別支援教育コーディネーター**

- コーディネーターが校務分掌や要覧に明記され、窓口が明確になっている。
- コーディネーターが支援を必要とする生徒の情報を十分得ることができるよう、複数指名するなど、活動しやすい体制を整えている。
- コーディネーターが中心になって、校内研修会を年間計画に基づき実施している。
- コーディネーターは、担任と共に個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど、助言、調整を行っている。
- 支援にかかる地域資源（福祉・医療等）の活用について、コーディネーターが中心になって、校内委員会で話し合っている。

**H 教職員の専門性**

- 各学年、学級の生徒の学習や生活の状況について、日常的に教職員間で情報交換が行われている。
- 特別支援教育について校内での研修会が設けられ、すべての教職員が参加している。
- 特別な支援の必要性の判断や、具体的な支援策の決定・評価に際しては、特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、専門性向上の取組がなされる。
- 特別支援教育について、事例検討会を行うなど、具体的な指導方法の実践研究を行っている。
- 校外の研修を受講した教職員が得た知識等について、資料提供等をするなど学び合い、共有し合う仕組みがある。



**D 個別の教育支援計画等**

- 生徒の実態を把握したうえで、担任を中心に、個別の教育支援計画等を作成し、関係教職員で妥当性を確認している。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等が明確に示されている。
- 個別の教育支援計画等の内容について、担任等は本人・保護者に十分に説明し、共通理解を図っている。
- 個別の教育支援計画等は、関係教職員が必要に応じて評価され、見直し、修正が行われている。
- 個人情報の取扱いに留意して、個別の教育支援計画の引継ぎが適切になされている。

**G 保護者との連携**

- 担任は、保護者から生徒の特性や、特性に応じた効果的な支援、願いなどを十分に聞き取っている。
- 学校での合理的配慮（支援内容や方法等）について、保護者との話し合いの場をもち、合意形成を図っている。
- 連絡帳や電話、家庭訪問を通じて生徒への指導の経過について、保護者に伝えている。
- 学期末や年度末等に指導・支援の効果を保護者とともに評価し、改善すべき点について話し合っている。
- 学校外の相談機関や学習会等の案内などの情報提供ができています。

**F 生徒への学習・生活支援**

- 生徒の実態から、得意なことと苦手なことが整理され、関係教職員で支援の方向性が共通理解されている。
- 目標、内容や方法を明確にした個別の指導計画等にもとづき、チームとして指導支援を行っている。
- 生徒の学習・生活支援について具体的な教職員の役割分担や必要に応じた環境調整がなされている。
- 学習・生活支援にかかる関係教職員が指導・支援を定期的に評価するとともに、必要に応じて見直しを行っている。
- 生徒の発達状況について、定期的に保護者と確認がなされている。

**E 関係機関との連携**

- コーディネーターや教頭が、関係機関への連絡等を行う役割を担っている。
- 気がかりな生徒について、前籍校から情報を得ている。
- 地域の特別支援教育に関する情報が随時届き、全教職員が知っている。
- 特別な支援の必要性の判断や、具体的な支援の決定・評価について、専門家の他、特別支援学校等から支援を得られる状況にある。
- 生徒が卒業する場合は、進路先に必要な情報を伝えている（伝えることとしている）。

## I 管理職として知っておきたい特別支援教育に関すること

### 1 特別支援教育の理念とは

平成19年4月に学校教育法が一部改正され、「特別支援教育」が位置付けられました。これまでの対象障害種に加えて、知的発達に遅れのない発達障害も含めて、すべての学校において支援をさらに充実させることとなりました。

#### Point 「特別支援教育の理念」におけるポイント

- ☑ 目的は自立と社会参加に必要な力の育成
- ☑ 義務、非義務問わず全校種で実施されるもの
- ☑ 共生社会の基礎となるもの



19文科初第125号「特別支援教育の推進について（通知）」

### 2 特別支援教育を巡る近年の動向

それでは、学校教育法一部改正から現在に至るまで、特別支援教育を巡る法律等はどのような変遷をたどっているのでしょうか。整理してみましょう。

平成19年4月	<b>学校教育法の一部改正（特殊教育から特別支援教育へ）</b>
平成19年9月	<b>障害者の権利に関する条約署名</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳促進が目的（平成18年国連総会で採択）</li><li>・ インクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮の提供の明示</li></ul>
平成23年8月	<b>障害者基本法改正</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮すること等を規定</li></ul>

平成24年 7月	<p><b>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の権利に関する条約や障害者基本法改正を受けた報告</li> <li>・ 障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すこと</li> <li>・ 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実</li> </ul>
平成26年 1月	<p><b>障害者の権利に関する条約に批准</b></p>
平成27年 4月	<p><b>学校教育法施行規則一部改正（遠隔教育の制度化）</b></p>
平成28年 4月	<p><b>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別を解消することが目的</li> <li>・ この法律により公立学校等において合理的配慮の提供が義務化</li> </ul>
平成29年 3月	<p><b>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存ガイドラインを改訂し、特別支援教育コーディネーターの役割分担及び必要な資質について明確化</li> </ul>
平成30年 3月	<p><b>高等学校学習指導要領告示（各教科等の解説に配慮例が示される）</b></p>
令和 2年 5月	<p><b>学校教育法施行規則一部改正（高等学校段階の病気療養中等の生徒について、遠隔教育の要件緩和）</b></p>
令和 3年 1月	<p><b>「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、共同的な学びの実現～（答申）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新時代の特別支援教育の在り方の提示</li> <li>・ 特別支援教育コーディネーターの専門性向上及び特別支援教育の推進役である管理職の資質向上の重要性について改めて示された。</li> </ul>
令和 4年 3月	<p><b>特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「令和の日本型学校教育」の答申を踏まえ、特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等に関して、今後、国、教育委員会、大学及び学校等において取り組むべき内容の方向性が示される。</li> </ul>

## Point 「特別支援教育を巡る近年の動向」におけるポイント

- ☑ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築が求められていること
- ☑ 公立高等学校において合理的配慮の提供が法的に義務化されたこと（平成28年4月）  
\*私立高等学校においても令和3年5月の改正障害者差別解消法により義務化
- ☑ 「インクルーシブ教育システム」の構築及び「令和の日本型学校教育」の推進に特別支援教育は必要不可欠であること

## 3 インクルーシブ教育システム

特別支援教育を巡る近年の動向において繰り返し出てくる言葉に「インクルーシブ教育システム」があります。

インクルーシブ教育システムとは、障害者の権利に関する条約（平成19年9月）によれば、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障害のある者とない者が共に学ぶことを目指す仕組みとされています。

インクルーシブ教育システムにおいては、次の視点が最も本質的な視点とされていることを押さえておきましょう。

## Point 「インクルーシブ教育システム」におけるポイント

- ☑ 障害のある生徒とない生徒が同じ場で共に学ぶことを追求すること
- ☑ それぞれの生徒が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもっていること
- ☑ それぞれの生徒が、充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていること

## 4 本県の公立高等学校等における特別支援教育の体制整備状況等

ここまでは、国における特別支援教育を巡る近年の動向を見てきました。ここからは、県調査の結果を基に、本県の公立高等学校等における特別支援教育の体制整備状況等について見ていきましょう。

### (1) 特別な支援を必要とする生徒の割合について

令和3年度に実施した県調査によると、県内の公立高等学校等が把握している特別な支援を必要とする生徒の割合は、全体で4.8%（全日制3.7%、定時制38.8%）となっています。

この割合の推移が分かるよう、平成25年度、平成30年度及び令和3年度における数値をまとめた特別な支援を必要とする生徒の割合は次の表の通りです。

なお、この表における全国平均の数値は、国が令和4年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた生徒の割合を示しています。

### Result 「岡山県の公立高等学校等における特別な支援を必要とする生徒の割合」

区 分	全国平均	H25	H30	R3
公立高等学校等	2.2%	4.0%	4.3%	4.8%

校内には**特別な支援を必要とする生徒が必ずいる**という認識でいることが重要



## (2) 校内委員会設置率等について

平成29年3月に文部科学省から出された「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、校内委員会について、次のように述べられています。

「校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。」

令和4年度、本県の公立高等学校等における状況は次のとおりです。

### Result 「校内委員会設置率」及び「年間平均開催回数\*」

\*開催予定を含む

- ☑ 校内委員会設置率は100%
- ☑ 校内委員会の年間平均開催回数は約3回
- ☑ 学校単位で見ると、年間1回の学校から、年間20回開催している学校があった。

調査においては、「必要に応じて開催」と回答している学校がありましたが、**管理職は、その必要性を的確に把握するために、特別な支援を必要とする生徒の情報を共有する仕組みについて、確認・検討することが重要**

### Column① 「校内委員会の役割とは」

- (1) 生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- (2) 教育上特別の支援を必要とする生徒に対する支援内容の検討  
\*個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む
- (3) 教育上特別の支援を必要とする生徒の状態や支援内容の評価
- (4) 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討
- (5) 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- (6) 教育上特別の支援を必要とする生徒を早期に発見するための仕組み作り
- (7) 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする生徒の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催
- (8) その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割



「発達障害を含む障害のある  
幼児児童生徒に対する教育支援  
体制整備ガイドライン」  
(平成29年3月 文部科学省)

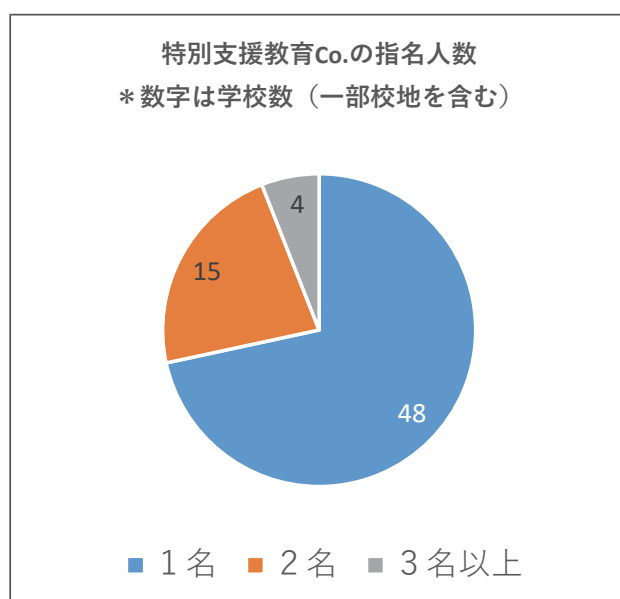
### (3) 特別支援教育コーディネーターの指名について

平成19年4月に文部科学省から出された「特別支援教育の推進について（通知）」には、次のように述べられています。

「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を『特別支援教育コーディネーター』に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。」

令和4年度、本県の公立高等学校等においては、すべての学校で、特別支援教育コーディネーター（以下、「特別支援教育Co.」という。）を指名していました。ここからは、その具体について見ていきます。

## Result 「令和4年度岡山県の公立高等学校等における特別支援教育Co.の指名人数等」



#### 〈指名されている者の役職等〉（人）

○管理職・教務等	: 14
○通常の学級担任	: 70
○養護（助）教諭	: 13
○通級による指導担当者	: 2

\* 兼務者を含む

#### 〈特別支援教育Co.経験年数〉（人）

○5年以上	: 24
○3年以上4年以下	: 23
○2年以下	: 50

\* 他校の経験を含む

## Column② 「特別支援教育Co.の役割とは」

- (1) 校内委員会・校内研修の企画・運営
- (2) 関係諸機関・学校との連絡・調整
- (3) 保護者からの相談窓口 など



「発達障害を含む障害のある  
幼児児童生徒に対する教育支援  
体制整備ガイドライン」  
（平成29年3月 文部科学省）

#### (4) 令和4年度学校経営計画に特別支援教育に関する項目を入れて評価している学校数について

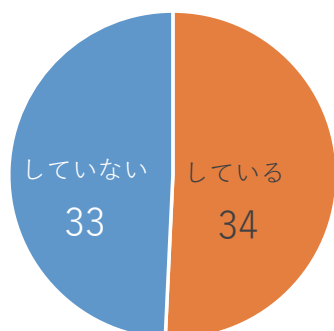
平成29年3月に文部科学省から出された「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、次のように述べられています。

「校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。」

令和4年度、本県の公立高等学校等における状況は次のとおりです。

### Result 「令和4年度学校経営計画に特別支援教育に関する項目を入れて評価している学校数について」

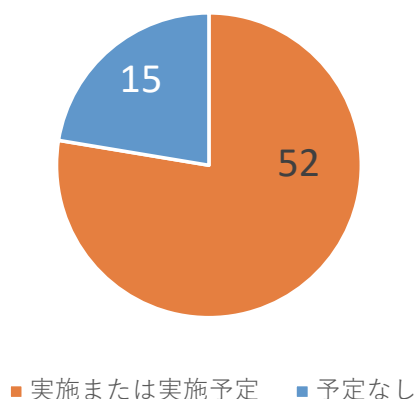
令和4年度学校経営計画に特別支援教育に関する項目を入れて評価している学校数  
(一部校地を含む)



特別支援教育に学校組織全体として取り組むためには、校長が作成する学校経営計画の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を示すことが重要

## Result 「令和4年度において特別支援教育に関する校内研修実施予定校数」

令和4年度において特別支援教育に関する校内研修実施予定校数  
(一部校地を含む)

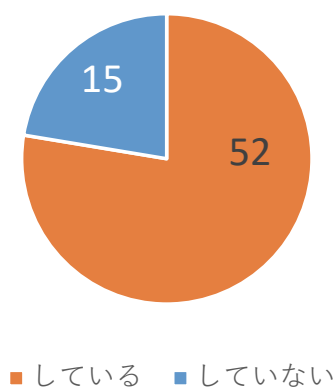


### 〈特別支援教育に関する研修内容例〉

- 障害特性理解と支援
- 合理的配慮の提供
- 自立活動の指導
- 検査等を含めた的確な実態把握
- 保護者支援
- 関係機関との連携
- 医療的ケア

## Result 「令和4年度において、入学・転入時に合理的配慮の提供に係る説明を保護者に対して行っている学校数」

合理的配慮の提供に係る説明  
\*数字は学校数 (一部校地を含む)



### 〈説明内容例〉

- 本人・保護者にとって明確な合理的配慮の提供に係る手続き及び相談窓口
- 前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画に記載された配慮内容の確実な引継ぎ  
\*記載がない場合は必ず確認する
- 本人・保護者から申し出がない場合であっても、必要に応じて学校側から提案する場合があること

## II

# 特別支援教育に係る校内体制充実に向けて校長として取り組むこと

## 5 特別支援教育の推進に係る校長の責務

ここからは、特別支援教育に係る校内体制充実に向けて校長として取り組むことを示します。

まずはじめに、改めて、特別支援教育の推進に係る校長の責務について確認しましょう。

平成19年4月に文部科学省から出された「特別支援教育の推進について（通知）」には、次のように述べられています。

### 2 校長の責務（概要）

- ・特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、**リーダーシップを発揮すること**
- ・次に述べる体制の整備等を行い、**組織として十分に機能するよう教職員を指導すること**
- ・特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、**常に認識を新たに**して取り組んでいくこと

### Point 「特別支援教育の推進に係る校長の責務」におけるポイント

「特別支援教育の理念」の実現は、**校長のリーダーシップの発揮次第であること**

### Column③ 「校長としての特別支援教育に係る専門性の向上等」

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮することとなっていることから、管理職自身が研修に積極的に参加し、特別支援教育に関する情報を教職員に発信することが大切です。

また、校内での研修を実施したり、教職員を校外での研修に参加させたりすることにより教職員の専門性の向上に努めることが重要です。

## 6 学校経営計画への明確な位置付け

校長としてまずはじめに取り組みたいことは、**学校経営計画の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を示すことです。**その理由は次の3つです。

- ☑ 特別支援教育に学校組織全体として取り組むことができるようにするため
- ☑ 校内に教育支援体制を構築し、効果的な運営に努めるため
- ☑ 校内の教育支援体制について、生徒、保護者及び地域等への周知を図るため

校長は、学校経営上、次のことを念頭においておきましょう。

- 特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制構築（組織対応）
- 特別支援教育に関する教員の専門性向上（資質向上）
- 特別支援教育についての生徒、保護者及び地域への理解啓発（理解促進）
- 特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携推進（外部連携）



「発達障害を含む障害のある  
幼児児童生徒に対する教育支援  
体制整備ガイドライン」  
(平成29年3月 文部科学省)

### Column④ 「理解促進に係る工夫」

次のようなあらゆる機会を捉えて理解の促進を図りましょう。

- (1) 学校経営計画のホームページへの掲載等
- (2) 儀式的行事における講話等
- (3) 学校だよりの活用やPTA総会などでのあいさつ
- (4) 学校緒運営協議会等における教育方針や教育状況の説明等

## 7 校内委員会及び特別支援教育Co.の機能化

校長として次に取り組みたいことは、**校内委員会及び特別支援教育Co.の機能化**です。

令和4年度において、岡山県の公立高等学校における校内委員会設置率は100%、年間平均開催回数は約3回でした。多くの学校が、学期に1回、または、必要に応じて開催していることが推察されます。先に述べたように、校内委員会や特別支援教育Co.の役割は多岐にわたりますが、多くの学校において、特別支援教育に係る校内体制充実に向けて取り組むことは、特別な支援を必要とする生徒の情報をいかに的確に収集し、学校組織全体で共有する仕組みを作るか、ということになります。

校長は、特別な支援を必要とする生徒の情報をいかに的確に収集し、学校組織全体で共有することができるよう、校内委員会及び特別支援教育Co.の機能化を図る必要があります。

### Column⑤ 「情報を学校組織全体で共有するための工夫」

特別な支援を必要とする生徒のちょっとした情報でも、特別支援教育Co.の先生（その学校は複数名が特別支援教育Co.に指名されていました）へ報告する風土のある学校で行われている工夫を紹介します。

その学校では、特別支援教育Co.の先生が把握した特別な支援を必要とする生徒の情報を全教職員へメールを使って共有する仕組みが定着しており、教科担任制であることの多い高等学校においても、しっかりと情報を共有することができていました。

内容によっては個人情報の取扱い上、注意が必要となるため、校内においてルール作成が必要になるかもしれませんが、情報を学校組織全体で共有する工夫の一つだと思います。

## 8 通級による指導

通級による指導とは、学校教育法施行規則第140条及び141条に基づいており、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。小・中学校においては平成5年度から、高等学校においては平成30年度から制度化されています。

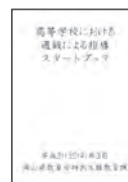
通級による指導では、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。特別の指導を行うためには、特別の指導を教育課程に加える、又はその一部に替える形で特別の教育課程を編成する必要があります。

校長は、教育課程編成の責任者として、入学する又は在籍する生徒の中に、通級による指導の対象生徒がいた場合に対応することができるよう、特別の教育課程編成について検討しておくことが重要です。

## Column⑥ 「高等学校における通級による指導スタートブック」 「自立活動ハンドブック Ver.2」

平成31年3月に県教育庁特別支援教育課が「高等学校における通級による指導スタートブック」を作成しています。「教育課程上の位置付け」や「通級による指導の対象となる生徒」などについての詳細な説明だけでなく、「特別の指導（自立活動）」の実践事例が掲載されています。

また、県総合教育センターのホームページには、自立活動の指導における実態把握から目標設定、指導内容の選定などといった指導計画作成に係る説明や事例が掲載された「自立活動ハンドブック Ver.2」が公開されています。ぜひご活用ください。



県教育庁特別支援教育課  
「高等学校における通級による指導スタートブック」



県総合教育センター「自立活動ハンドブックVer.2」

### Ⅲ

## 特別支援教育に係る校内体制充実に向けて副校長・教頭として取り組むこと

### 9 特別支援教育の推進に係る副校長・教頭の責務

副校長・教頭（以下、「教頭」という。）は、特別支援教育の充実に向けた校長の方針に基づき、特別支援教育に係る動向や、参考となる取組について情報を収集し発信することで、教職員の意識向上を図ります。

また、学級経営や校務等について、教職員が悩みや困りごとを抱え込む前に、お互いに相談したり、声を掛け合ったりするなど、一人一人の教職員をサポートする体制づくりに努めます。その際、それぞれの教職員の強みを生かしながら、学年や学級などの枠を超えて、日常的に特別な支援が必要な生徒の話題を共有し、協力し合えるよう、学校の特色に合わせた支援体制を整備することが重要です。



## Column⑦ 「教頭の役割」

- (1) 特別支援教育推進のための環境整備や仕組づくりに取り組むこと
- (2) 校内を見回るなどして、特別な支援を必要とする生徒や関係教職員、関係学級の様子を把握すること
- (3) 担任や特別支援教育Co.の相談に乗ること
- (4) ケース会議等へ同席し、必要な助言を行うこと
- (5) 特別支援教育Co.と連携しながら校内外のつなぎ役となること
- (6) 学校の様子や校内支援体制について、保護者や地域に発信し理解を促すこと

まずは、校内の見回りを定期的に行い、そのときに得られた情報をもとに、関係生徒や教職員に声をかけることから始めてみましょう。

## 10 個別の教育支援計画の作成と活用

個別の教育支援計画とは、特別な支援を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、生涯に渡る継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における生徒の望ましい成長を促すために作成される計画です。

学習指導要領において、通級による指導を受けている生徒に対しては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、効果的に活用することとなっています。

岡山県においては、通級による指導を受けていない特別な支援を必要とする生徒に対しても、個別の指導計画の作成と活用をお願いしています。

まずは、前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画を確認し、記載内容に疑問点などがあった場合は確認するよう、関係教職員へ働きかけるようにします。

特に、合理的配慮の提供に係る記載内容の確認は重要です。個別の教育支援計画の様式は学校によって異なる場合があります。記載がない場合は、必ず前籍校に確認しましょう。

## Column⑧ 「個別の指導計画とは」

個別の指導計画とは、障害のある生徒の実態に応じて適切な指導を行うために、個別の教育支援計画や学習指導要領などを踏まえ、生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容などをより具体的に明記した指導計画です。

前籍校から個別の教育支援計画を引き継いだ場合、それを基に高等学校における個別の教育支援計画が作成されるかと思えます。一方、高等学校で初めて個別の教育支援計画を作成する場合があります。その場合は、次のことに留意して作成するよう、関係教職員へ働きかけます。

- ☑ 学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点に立ち、学校卒業後までの一貫した支援を行うことを意識して作成すること
- ☑ 学校だけでなく、当該生徒に関係する家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関における情報を示すこと
- ☑ 作成に当たっては、保護者の参画が求められており、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成すること
- ☑ 「合理的配慮」の内容を明記し、提供されている配慮の内容について定期的に評価を行い、適宜見直しを図るとともに、進路先へ引き継ぐことを前提とした合意形成を図ること

## Column⑨ 「個別の教育支援計画作成について保護者の許諾が得られない場合は？」

保護者によっては、進学や就職に悪影響を及ぼすのではないかなどといった誤解から、個別の教育支援計画の作成について許諾が得られない場合があります。そのような場合において、まずは、個別の教育支援計画の意義について、保護者の理解が得られるよう、丁寧な働き掛けを継続する必要があります。個別の教育支援計画作成について保護者の許諾の有無に関わらず、教育分野においては、生徒が十分な教育を受けられるかどうかの視点から合理的配慮を提供することが求められているからです。

特別な支援を必要とする生徒が十分な学びを得られるよう、学校は必要な合理的配慮を検討して提供するとともに、指導に関わる教職員間でその情報を共有することができるようしましょう。保護者から個別の教育支援計画作成について許諾が得られない場合であっても、必要な合理的配慮等については紙面に残し、引き継ぐことが重要です。

## 1 1 合理的配慮の提供

障害のある生徒に対する合理的配慮の提供には、法的な義務があります。

では、合理的配慮の提供の対象者は障害のある生徒だけでしょうか。障害者基本法第二条の一においては、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と示されています。

つまり、障害とは、生きにくく、暮らしにくいという状態であるため、診断書や障害者手帳等の有無はその判断の基準ではないと考えられます。言い換えれば、合理的配慮を提供する対象となり得る人は、診断書や障害者手帳の有無に関わらず、障害のある人であり、合理的な配慮を必要とする人であると言えます。

### Point 「合理的配慮の提供」におけるポイント①

**診断書や障害者手帳の有無に関わらず、特別な支援を必要とする生徒は合理的配慮提供の対象者**

このことを踏まえると、入学・転入時に合理的配慮の提供に係る説明を本人・保護者に対して行うことは必須であると言えます。

また、年度の途中からであっても、合理的配慮の提供を求めることはできるため、学校だより等を通じて、そのことを本人・保護者へ説明するようにしましょう。

教職員に対しては、合理的配慮提供の否定は、障害者の権利に関する条約において、障害を理由とする差別に含まれるとされていることを確認しましょう。提供に当たり、均衡を失したり、過度の負担を課すようなものである場合は、代替案を提示するなどして、合意形成を図る必要があることについても共通理解を図りましょう。

その際、令和4年3月30日付け、特指第539号「学校教育分野における合理的配慮を踏まえた教育の一層の充実について（通知）」をご活用ください。

## Point 「合理的配慮の提供」におけるポイント②

- ☑ 合理的配慮とは、障害のある生徒が教育を受ける場合に**個別に必要**とされるものであり、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであること
- ☑ 合理的配慮の内容は、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3点から検討され**個別の教育支援計画に明記することが望ましい**こと
- ☑ 合理的配慮の提供が**決定した後も**、当該生徒の発達<sup>1</sup>の程度、適応の状況等を勘案しながら、**柔軟に見直しができる**ことを**本人・保護者を含めた関係者間で共通理解**すること
- ☑ 特別な支援を必要とする生徒本人、保護者からの合理的配慮の提供に係る**意思表示の有無に関わらず**、合理的配慮の提供が必要な場合はその提供を**すること**
- ☑ 個別の教育支援計画等に基づき**実行した結果を評価し**、定期的に見直しなど、合理的配慮の提供に係るP D C Aサイクルを確立させていくこと
- ☑ 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するために、**引き継ぐことを前提とした合意形成**に努めること
- ☑ 進学等の移行時には、**個別の教育支援計画等の引継ぎ**や、学校間や関係機関も含めた情報交換等による**合理的配慮の引継ぎを確実に**行うこと



【参考となるインターネットサイト】  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
インクルーシブ教育システム構築支援データベース



ここで、書くことに困難さのある生徒に対して合理的配慮を提供したエピソードを紹介します。

生徒Aさんは、教師の説明を聞きながら板書をノートに書き写すことに困難さを抱えていました。また、書き写すことにも時間がかかり、書いている途中で板書が消されてしまうこともありました。

このことについて、保護者の方から担任に相談があったため、担任から特別支援教育Co.へ報告、校内委員会において協議をした結果、情報端末機器を使った板書の撮影を許可することになりました。

校内委員会で、他の生徒への影響を心配する意見があったため、本人、保護者と、クラスメイトから不公平ではないかといった意見が出た場合の対応についても確認をしました。

障害特性等に基づく合理的配慮の提供であることを、担任の先生からクラスメイトに伝えてもらってよい、と本人、保護者と合意形成を図ることができたため、状況によってはそのように対応することにしていました。

また、高等学校を卒業した後も、進学先へ合理的配慮の内容を引き継いでいくことについても、合意形成を図りました。

実際には、クラスメイトから、そのような声はあがらず、Aさんは、「板書の写真撮影」という合理的配慮の提供を受けながら、授業に参加することができています。



## Column<sup>⑩</sup>「県内の公立高等学校における合理的配慮提供例」

- ・聴覚過敏に係るイヤーマフの使用許可
- ・聴覚障害のある生徒に対するFM式補聴器の使用許可
- ・落ち着く必要がある場合における別室対応
- ・その場で言語化することへの困難さに対するヘルプカード使用許可
- ・提出期限が異なるなど情報を整理することへの困難さに対するサポート
- ・突然の事態への対応に困難さを有する生徒への避難訓練等の予告
- ・病気療養中の生徒に対する、遠隔による授業参加の許可
- ・場面緘黙症の生徒に対するICT機器を活用したコミュニケーションの許可
- ・誰にいつ相談すればよいかを自分で判断し、対処することが難しい生徒に対する定期的な相談日の設定
- ・音声指示の理解が難しい生徒に対する指示内容を視覚化したメモの提示

\*ここに示す例は、あくまでも該当校において、個別に提供された配慮例であるため、学校によっては基礎的環境整備に当たる場合があります。

## 1 2 ケース会議の開催

ケース会議とは、校内委員会の判断により、特別な支援を必要とする生徒の実態に対する支援内容等の決定に当たって、個別に、学級担任等関わりのある人たちでつくる少人数集団のチームによる会議のことです。

特別支援教育Co.が中心となり、ケース会議の計画を立てられるようにします。

ケース会議の開催に当たっては、必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を求め、家庭や通級による指導等の場面における情報を収集できるよう、連絡調整を行うことが望まれます。

ケース会議では、特別な支援を必要とする生徒の状況の共有や、課題の明確化、今後の具体的な支援内容や対応方針の確認等を行い、終了後は、その結果を校内委員会で報告したり、全校の教職員間の共通理解を図ったりするなどして、以後の指導・支援に活かすことが重要です。

### Column⑪ 「ケース会議の進め方における3つのポイント」

- ①指導目標は「～しない」ではなく、肯定的で具体的な目標記述とする。
- ②支援方法の検討では、本人の良いところや好きなことなどを考慮する。
- ③負担なく継続的に取り組むため、60分以内の開催とする。

## 1 3 教職員の専門性向上

Column①「校内委員会の役割とは」において、特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案が校内委員会の役割の一つであると述べました。教頭は、特別支援教育Co.と連携し、校内研修計画の企画・立案を行いましょう。地域の特別支援学校のセンター的機能を活用することも考慮しましょう。

## Column⑫ 「多面的な実態把握につながる問いかけ」

教職員への問いかけや、校内委員会において発言する際、次のような問いかけを行うことにより、多面的な実態把握につながる考えられます。



上記のような問いかけに加えて、客観的な指標として標準化された検査の結果等を参考にしたりすることも考えられます。

いずれか一つの方法ではなく、これらの方法を組み合わせて行ったり、専門家に相談して意見を求めたりすることで多面的で適切な実態把握へつなげていきましょう。

また、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあり、その場合は、保護者と十分に話し合うことのできる場を設けることが必要となります。

## IV 特別支援教育の推進に係る特別支援教育課関連事業

### 1 4 特別支援教育エキスパート派遣事業

令和3年度から、県立高等学校へは、年2回程度、当課が「特別支援教育エキスパート」として任命した教職員を派遣し、巡回相談を実施しました。本事業は令和4年度をもって終了となりましたが、令和5年度からは、特別支援教育エキスパート派遣事業の中で、引き続き県立高等学校を積極的に支援していきます。

また、公立高等学校においては、学校からの要請に応じて、特別支援教育エキスパートを派遣し、対応することができますので、ぜひ、ご活用ください。

さらに、特別支援教育エキスパートでも、対応が難しい事案については、大学教授や医師、作業療法士など10以上の領域にわたる専門家によって構成された専門家チーム員による対応も可能です。

特別支援教育エキスパート派遣事業における支援内容は、次のとおりです。

#### ■支援に関する内容

- (1) 特別な支援を必要とする生徒の支援に関すること
- (2) 特別な支援を必要とする生徒の進路指導及び就労支援に関すること\*
- (3) 個別の教育支援計画等の作成、引継ぎ及び活用に関すること
- (4) 特別支援教育に係る研修に関すること
- (5) 校内の支援体制整備に関すること
- (6) その他  
(特別な支援を必要とする生徒の支援に関すること)

\* 高等支援学校等就労支援充実事業による対応も可能



(別表1) 障害種別における支援地域 (各学校の通学区域を中心とした地域)

障害種別	特別支援学校	支援地域
視覚障害	県立岡山盲学校	全 県
聴覚障害	県立岡山聾学校	全 県
知的障害	県立岡山南支援学校	玉野市、早島町
	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市、総社市、高梁市
情緒障害	県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	岡山県健康の森学園支援学校	新見市、全 県
言語障害	県立東備支援学校	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
	県立誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町
発達障害		奈義町、西粟倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町
発達障害	県立岡山瀬戸高等支援学校	全 県 (市立・私立高等学校等)
	県立倉敷琴浦高等支援学校	全 県 (市立・私立高等学校等)
肢体不自由	県立岡山支援学校	全 県
	県立岡山東支援学校	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市(玉島・旧船穂・真備町)、総社市、高梁市
	県立早島支援学校	倉敷市(玉島・旧船穂・真備町除く)、玉野市、早島町
	県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	県立誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町 奈義町、西粟倉町、久米南町、美咲町、吉備中央町
病 弱 (身体虚弱)	県立早島支援学校	全 県

※発達障害については、県立岡山盲学校、県立岡山聾学校、県立岡山支援学校、県立岡山西支援学校、県立岡山東支援学校、県立早島支援学校も、要請に応じて支援を行う。

※岡山市からの依頼については、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱)は特別支援教育エキスパート派遣事業で、それ以外は特別支援学校のセンター的機能で対応する。

※県立岡山瀬戸高等支援学校、県立倉敷琴浦高等支援学校については、市立・私立高等学校等を中心に全県を対象とする。

※この表は、岡山県教育委員会で実施する特別支援教育エキスパート派遣事業(令和4年度)のものです。

(別表2) 巡回相談校及び支援対象高等学校等一覧

巡回相談校	支援対象高等学校等
県立岡山盲学校	県立岡山工業高等学校、県立倉敷中央高等学校
県立岡山聾学校	県立岡山操山高等学校、県立水島工業高等学校
県立岡山支援学校	県立備前緑陽高等学校、県立倉敷南高等学校
県立岡山西支援学校	県立岡山一宮高等学校、県立岡山南高等学校 県立高松農業高等学校
県立岡山東支援学校	県立岡山城東高等学校、県立東岡山工業高等学校 県立烏城高等学校
県立岡山南支援学校	県立岡山芳泉高等学校、県立興陽高等学校 県立岡山東商業高等学校
県立岡山瀬戸高等支援学校	県立岡山朝日高等学校、県立西大寺高等学校 県立岡山大安寺中等教育学校、県立瀬戸高等学校 県立瀬戸南高等学校、県立林野高等学校
県立倉敷まきび支援	県立総社高等学校、県立総社南高等学校 県立鴨方高等学校、県立矢掛高等学校 県立玉島高等学校、県立玉島商業高等学校
県立倉敷琴浦高等支援学校	県立倉敷古城池高等学校、県立倉敷鷺羽高等学校 県立倉敷工業高等学校、県立玉野高等学校 県立玉野光南高等学校
県立西備支援学校	県立井原高等学校、県立笠岡高等学校 県立笠岡工業高等学校、県立笠岡商業高等学校
岡山県健康の森学園支援学校	県立新見高等学校、県立高梁高等学校 県立高梁城南高等学校、県立真庭高等学校 県立勝山高等学校
県立東備支援学校	県立和気閑谷高等学校、県立邑久高等学校
県立早島支援学校	県立倉敷青陵高等学校、県立倉敷商業高等学校 県立倉敷天城高等学校
県立誕生寺支援学校	県立岡山御津高等学校、県立津山商業高等学校 県立津山工業高等学校、県立津山高等学校 県立津山東高等学校、県立勝間田高等学校

※この一覧表は、岡山県教育委員会が実施した高等学校におけるインクルーシブ教育推進事業（令和4年度）を基に作成したものです。

## 15 高等支援学校等就労支援充実事業

高等学校に在籍する発達障害を含む特別な支援を必要とする生徒が自立し、社会参加を図るためには、障害者就労に関するノウハウを有する特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが重要です。そのため、特別支援学校、労働、福祉といった関係機関等が連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図ることができるよう支援するための事業が、高等支援学校等就労支援充実事業となります。

公立高等学校からの要請に応じて、特別支援教育課に配置する障害者就労に係る専門性の高い就労支援コーディネーターが中心となり、特別支援学校と連携を図りながら高等学校を支援します。

公立高等学校が支援を要請するタイミングは2つあります。

一つは毎前年度末に当課から発出する「高等支援学校等就労支援充実事業」の事業実施通知に基づき、年度初めに要請をするというものです。

もう一つのタイミングは、年度途中で要請するものです。進路指導の中で、障害者枠での就労を考えるようになり、支援が必要と判断した学校は、そのタイミングで特別支援教育課又は、近隣の県立特別支援学校へ相談をしていただけたらと思います。

### Column<sup>13</sup> 「障害者雇用の流れ」

障害者就労を目指す生徒に対して、適切な指導・支援を行うためには、「障害者雇用の流れ」について理解しておくことが大切です。

当課ホームページにおいて、障害者雇用の流れなどが詳しく書かれた「高等学校就労支援マニュアル」を掲載しておりますので、ご活用ください。



県教育庁特別支援教育課  
「高等学校就労支援  
マニュアル」

### 資料に関するお問い合わせ先

岡山県教育庁特別支援教育課  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL (086) 226-7912 (直通) FAX (086) 224-0612  
<https://pref.okayama.jp/soshiki/147/>

※この資料は、県教育庁特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。



